

2 水道料金改正等の必要性について

(1) はじめに（これまでの経緯）

本市の水道料金は、合併時、旧市町間の料金格差が大きかったため調整がつかず、「新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する」という調整方針により、旧2市2町の水料金体系を引き継ぎ、各地区毎に独立した会計を有する事業経営を行ってきた。

その後、経営状況の厳しい西条地区において、2007（平成19年）年4月に17.27%の料金値上げを行い現在に至っている。

2009（平成21年）年8月、「西条市使用料等審議会」を設置し、水道料金の改正（統一）について諮問を行い、料金統一の方向で意見がまとまったが、現在も料金統一には至っていない。

今回改めて水道料金改正等の必要性を確認し、その基本方策を検討した。

◎対象は上水道及び簡易水道

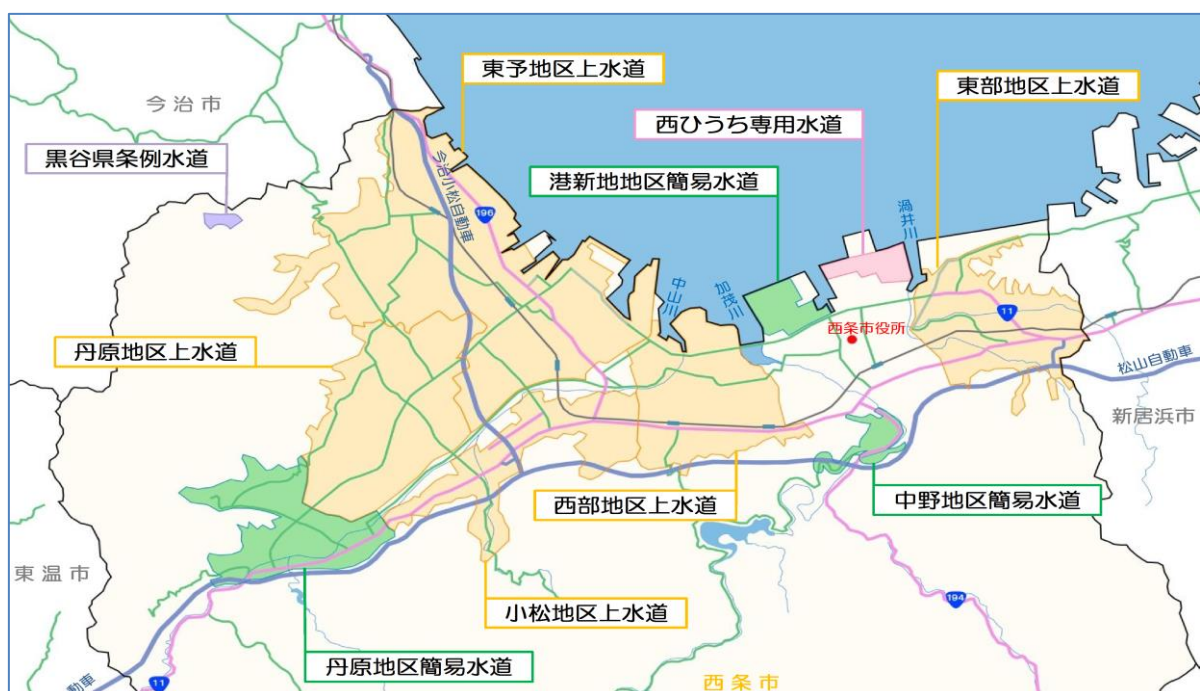
水道料金改定の対象は、以下の各上水道及び簡易水道である。

[西条地区] 東部地区上水道、西部地区上水道、港新地地区簡易水道、中野地区簡易水道

[東予地区] 東予地区上水道

[丹原地区] 丹原地区上水道、丹原地区簡易水道

[小松地区] 小松地区上水道



(2) 料金改正等が必要な理由

現在の水道料金は、合併前の時代に、旧西条市、東予市、丹原町、小松町でそれぞれの水道事業が経営できるよう設定したものである。

合併後は市の水道事業として一体的に経営を行っている。その中であって、公共料金である水道料金が地域によって違うことは、**負担の公平性を欠く**ものである。

このことを解消するためにも料金改定を行い、格差を是正し、市内の水道料金統一を目指す必要がある。

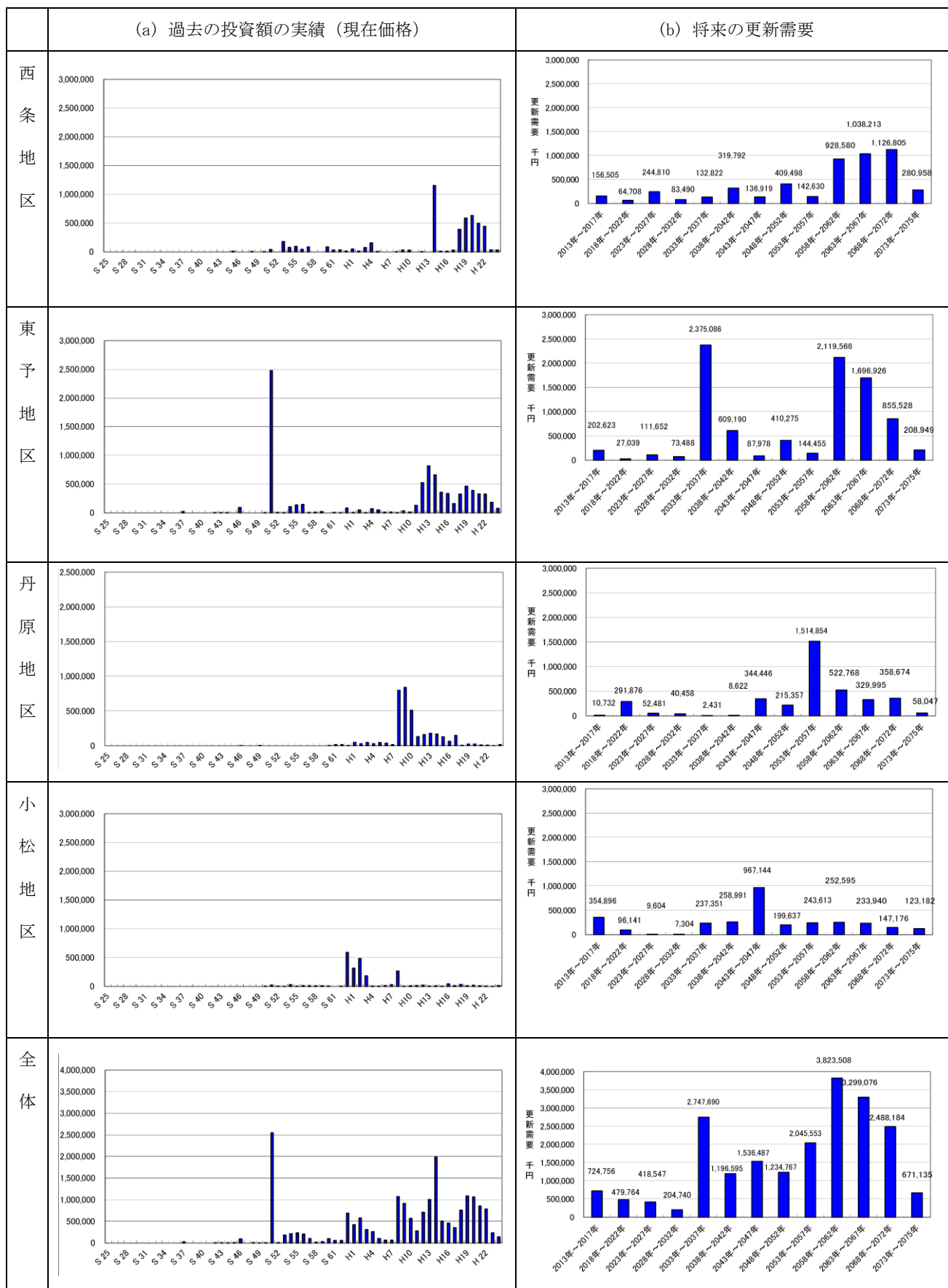
また現在、西条・東予両地区の水道事業経営が厳しい状況にあり、地区単独で経営を維持していくためには、料金の大幅値上げ等の困難が見込まれる。そのため、当面は**両地区の赤字解消**による経営改善を図り、近い将来、料金統一による適正な料金水準を確保することが求められている。

① 過去の投資額実績と将来の更新需要

資料 1 (a) は、西条市上水道事業の過去の投資額実績を現在の価格で表したものである。この投資額実績を基に施設の更新時期を考慮して将来の更新需要を算定したものが資料 1 (b) である。

検討期間中 (2013 年～2075 年) の 63 年間に、総額 208 億円余りの更新需要があり、これは平均すると毎年 3 億 3 千万円必要な計算になる。

資料1 過去の投資額実績と将来の更新需要（上水道事業）



② 西条地区と東予地区の経営状況が厳しい

西条地区上水道事業及び東予地区上水道事業は、2013（平成 25）年度決算で赤字に陥っている。

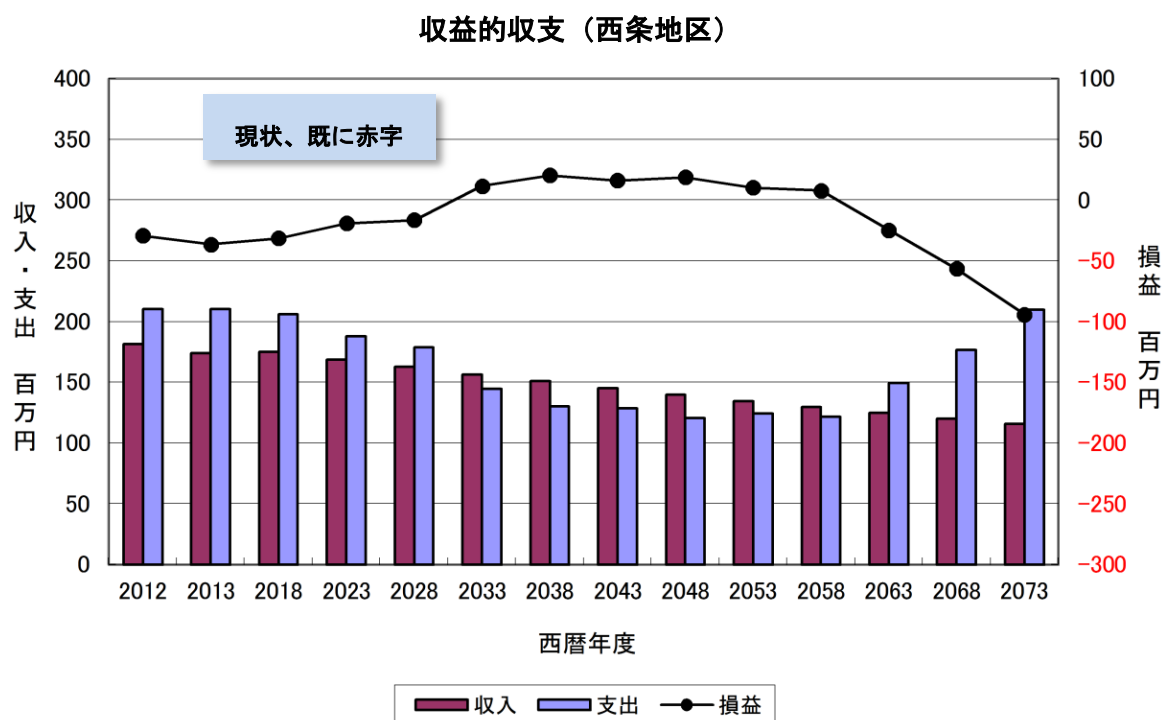
下のグラフは、西条地区の収益的収支の経年変化であり、水道料金等の収入と、水をつくるための支出の経年的な変化を示している。

収入の大部分は水道料金収入であり、支出は電気代や保守点検・修繕費などのランニングコストだけでなく、資本的な費用（減価償却費、支払利息）も含む。

収益的収入・支出の差分が損益であり、支出が収入を上回ると“赤字”となるが、支出には現金支出を伴わない減価償却費を含むため、直ちに資金不足となるものではない。

収入が支出を上回り“黒字”となった場合は、更新事業や拡張事業などに必要な経費（資本的支出）の財源に回される。

グラフより、西条地区は現状既に赤字となっており、この傾向が将来も続いていることが確認できる。

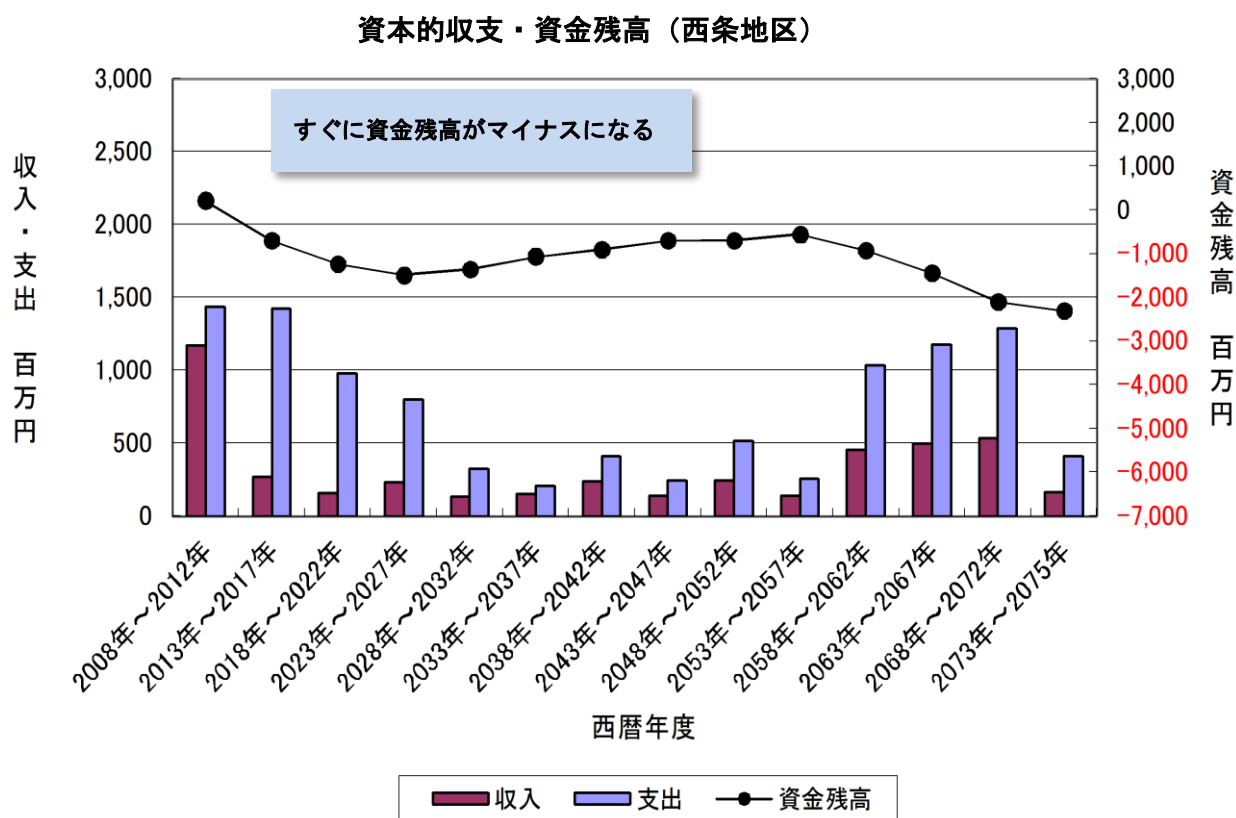


また、下のグラフは、西条地区の資本的収支の経年変化を示したものであり、施設の建設改良に関する投資的な収入と支出である。

具体的には、収入では更新事業費の財源として借りる企業債や国庫補助金などが、支出では更新事業などの事業費や企業債償還元金（過去に事業の財源として借りた借金の元金返却分）がこれに該当する。

資本的収支は一般に支出超過であり、不足分はストックした資金（事業体の“貯金”）で補填する。資金残高は、ストックしてある資金の金額であり、マイナスは民間企業では“倒産”を意味する。

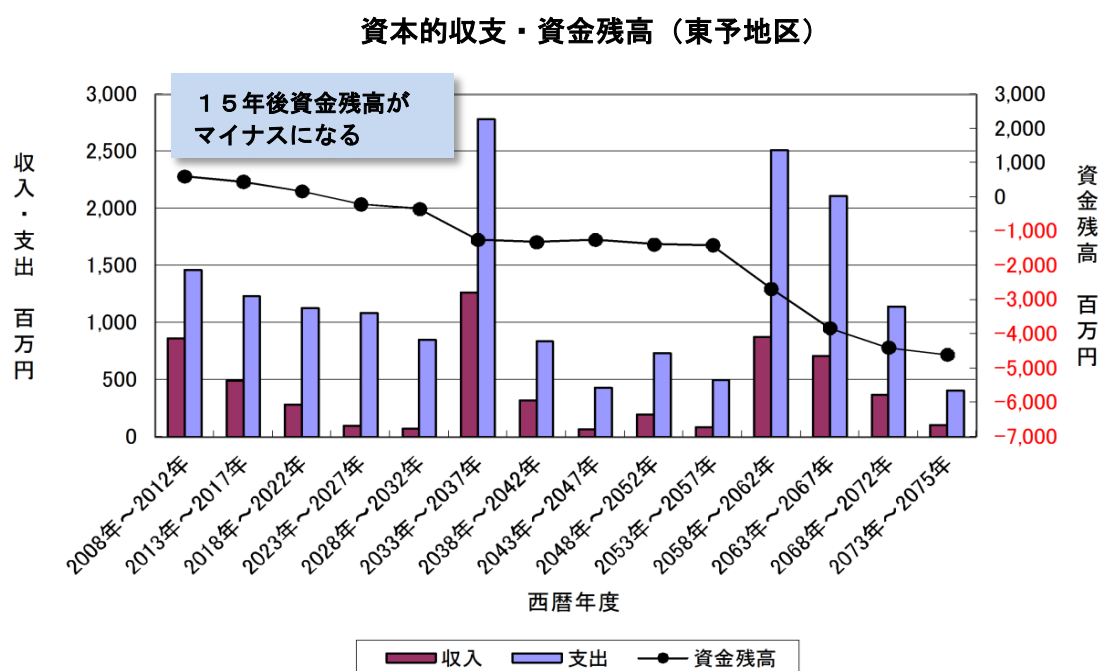
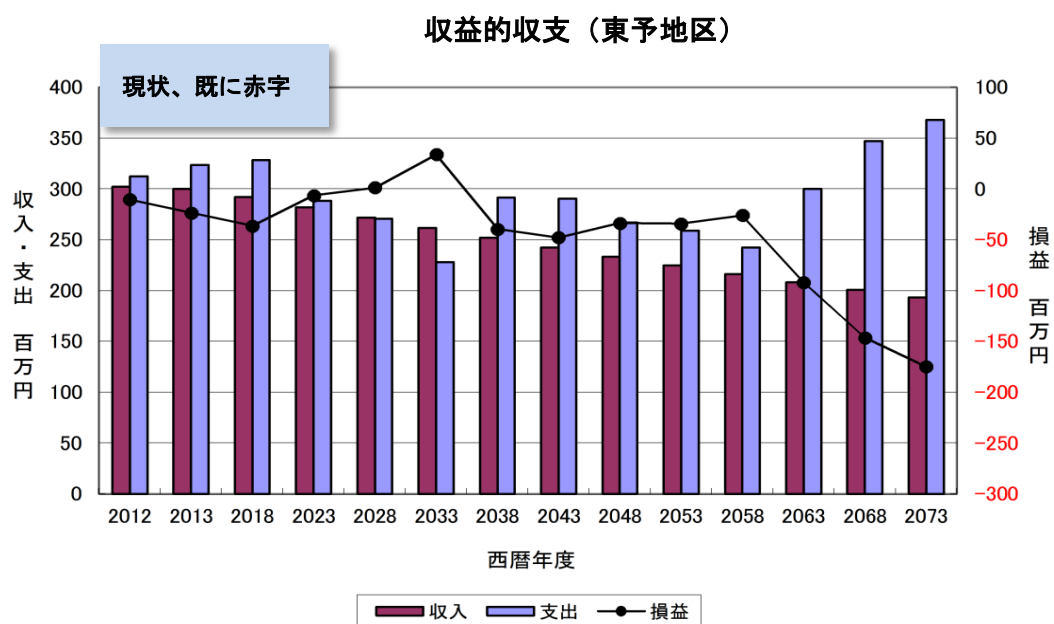
グラフより、西条地区は将来すぐに資金残高がマイナスとなることが確認できる。したがって、料金水準を上げるなどの対応策により収支のバランスを改善する必要がある。



次に東予地区についても同様のグラフを示す。

収益的収支をみると東予地区もまた、現状既に赤字となっており、この傾向が将来も続いている。

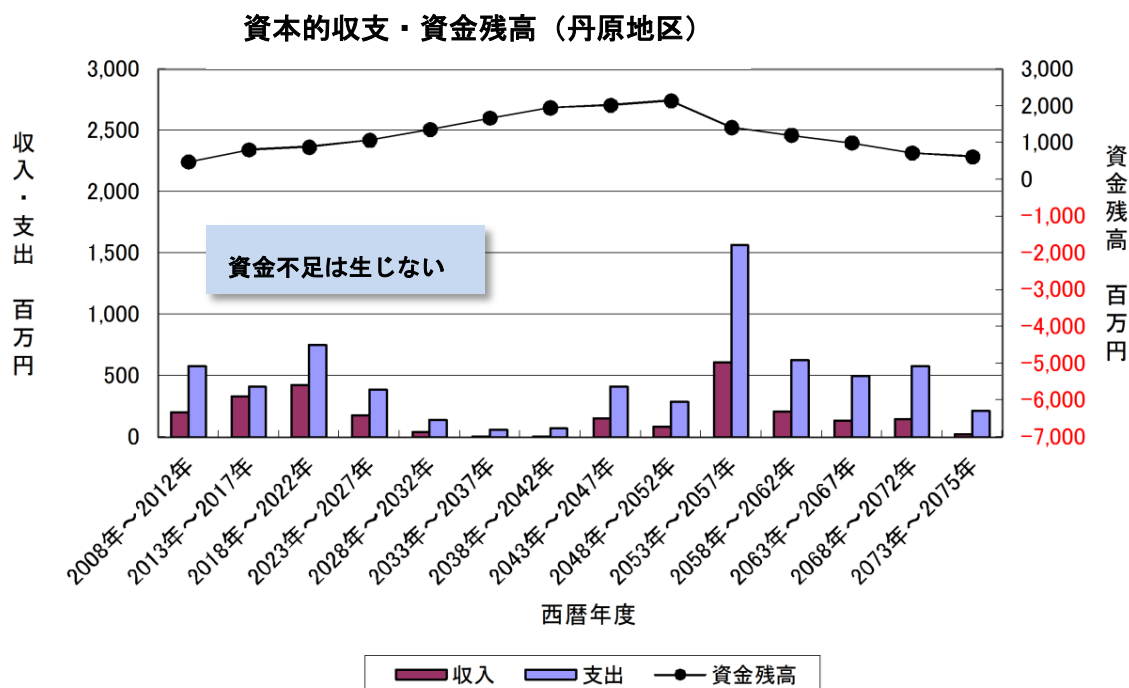
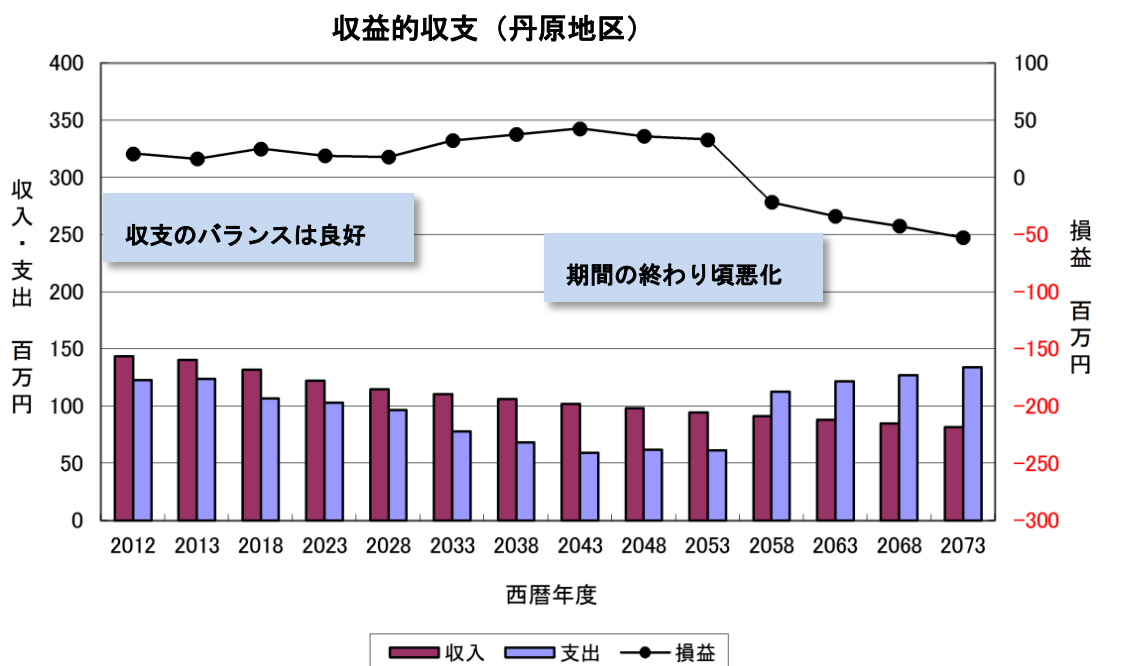
資金残高は減少傾向にあり、15年後にはマイナスになることが予想される。したがって、東予地区も料金水準を上げるなどの対応策により、収支のバランスを改善する必要がある。



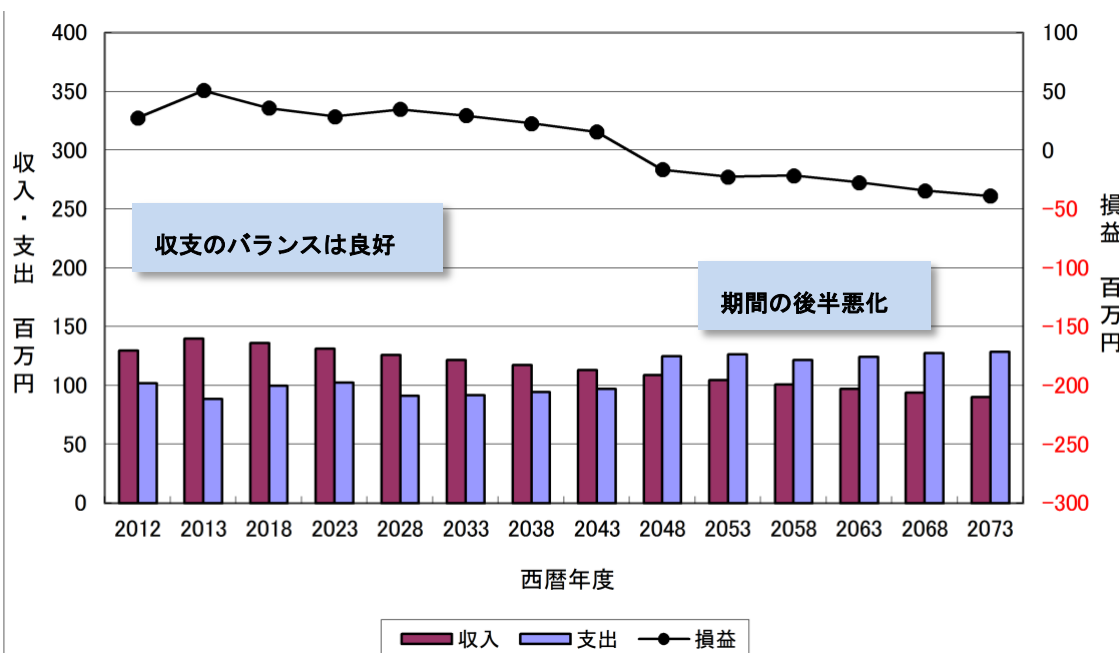
③ 丹原地区と小松地区の経営状況は良好

収益的収支の経年変化をみると、丹原地区、小松地区ともに収支のバランスは当分の間良好である。

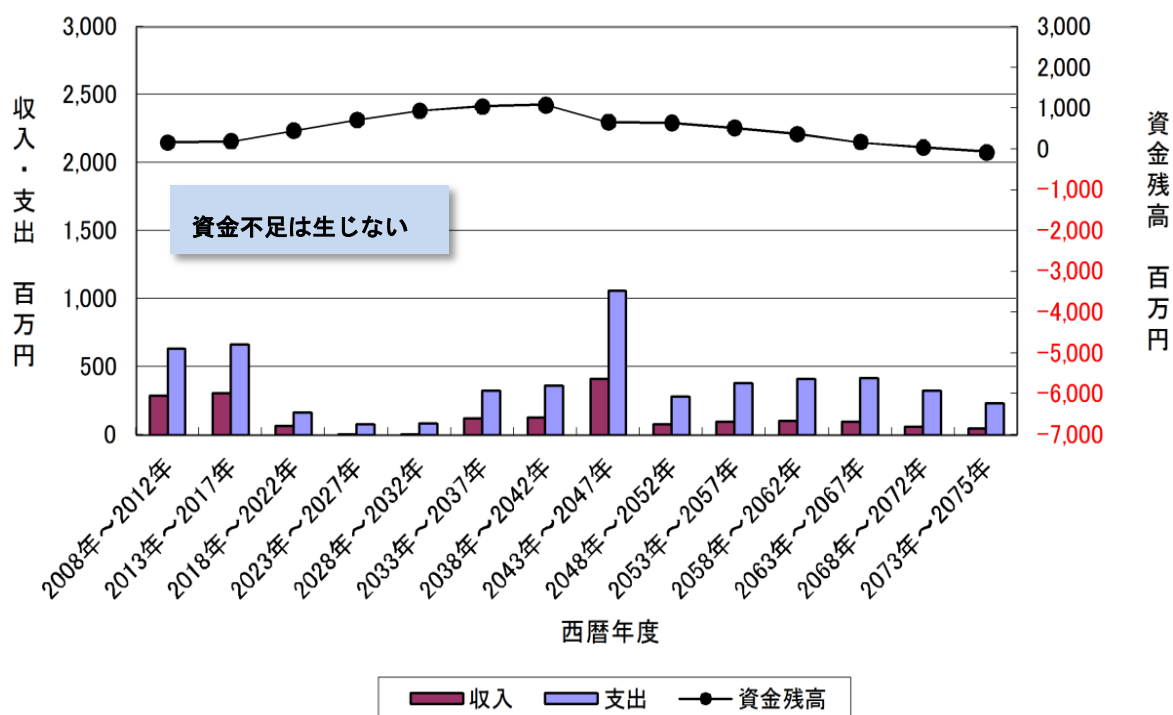
期間の終わり頃には悪化することが確認できるが、期間中、資金不足に陥ることはない。



収益的収支（小松地区）



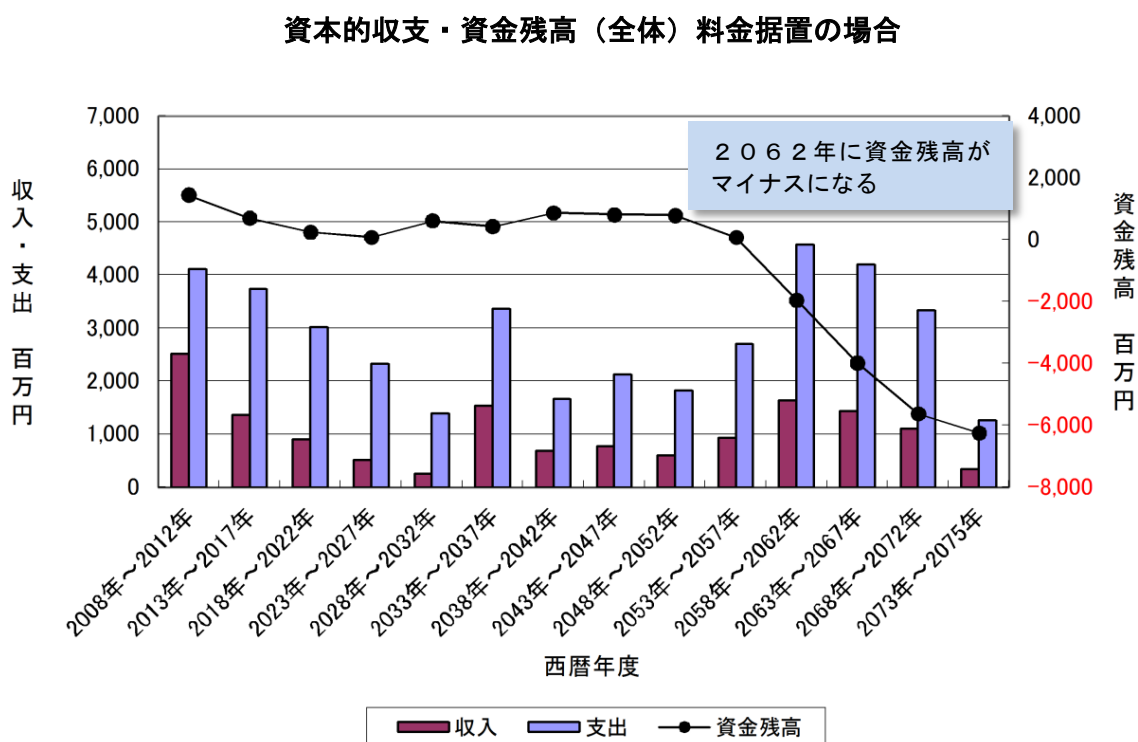
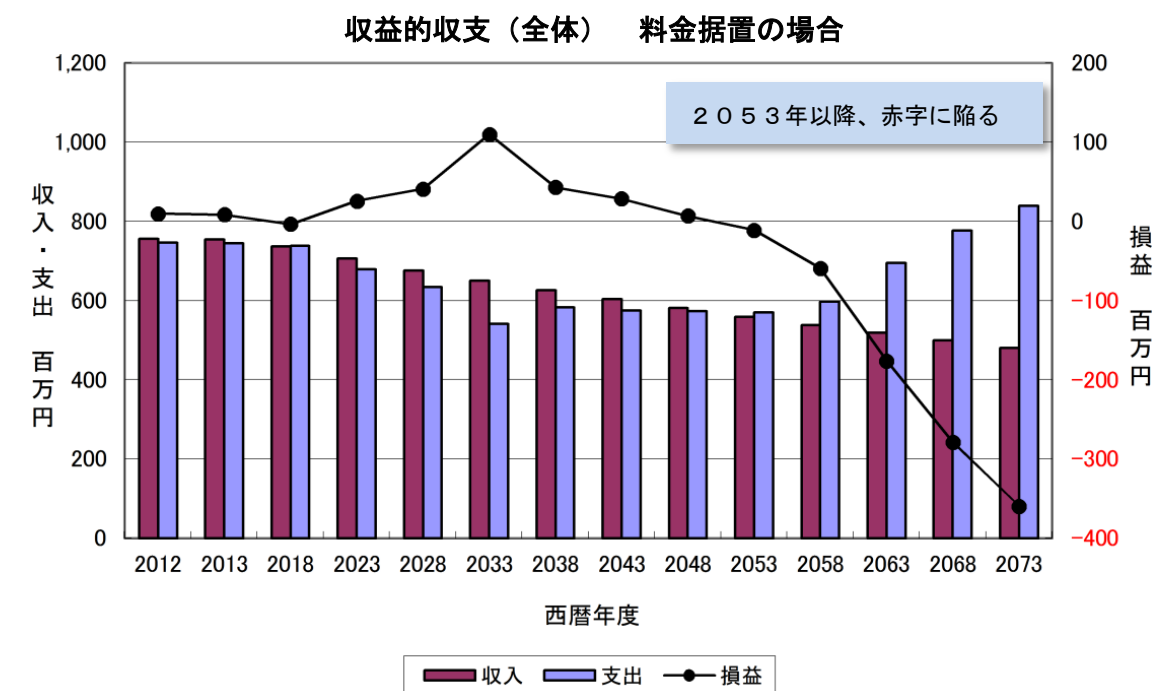
資本的収支・資金残高（小松地区）



④ 西条市全体の水道事業経営見通し

下のグラフは料金据置の場合の上水道事業全体の経営見通しのグラフである。暫くの間は収支のバランスは良好であるが、2053年以降は急激に悪化し、2062年には資金不足に陥る。

収支のバランスを改善するためには、料金水準をアップする等の財源確保方策が必要である。



水道事業の概要								
上水道事業								
(平成25年度実績)								
			西条地区		東予地区	丹原地区	小松地区	計
			東部地区	西部地区				
人口	計画給水人口	人	13,000	8,420	33,800	11,800	9,980	77,000
	給水区域内人口(A)	人	12,830	8,011	31,457	9,536	9,062	70,896
	給水人口(B)	人	6,632	6,108	21,999	7,603	8,969	51,311
給水普及率 (B)/(A) × 100		%	51.7	76.2	69.9	79.7	99.0	72.4
給水戸数		戸	3,146	2,850	8,824	3,295	3,439	21,554
計画1日最大給水量		m ³ /日	6,480	4,282	19,000	6,000	5,030	40,792
年間配水量(C)		m ³	970,576	938,799	2,764,351	891,386	1,048,121	6,613,233
年間有収水量(D)		m ³	818,164	768,727	2,214,259	794,238	811,322	5,406,710
有収率 (D)/(C) × 100		%	84.3	81.9	80.1	89.1	77.4	81.8
1人1日平均使用水量		L/日	338	345	276	286	248	289
水源の種類			地下水 (深井戸)	地下水 (深井戸)	地下水(深井戸) 地表水	地下水(浅井戸) 地下水(深井戸)	地下水(浅井戸) 地下水(深井戸)	—
浄水方法			塩素消毒のみ	塩素消毒のみ	塩素消毒のみ 緩速ろ過 + 塩素消毒	塩素消毒のみ	塩素消毒のみ	—
注1) 有収率は、配水量のうち、料金徴収の対象となる水量の占める割合								
注2) 1人1日平均使用水量(L/日)は、年間有収水量(D) ÷ 365日 ÷ 給水人口(B) × 1000								
簡易水道事業								
(平成25年度実績)								
			西条地区		丹原地区	計	専用水道	条例水道
			港新地地区	中野地区			西条地区 西ひうち	東予地区 黒谷
人口	計画給水人口	人	1,500	1,500	3,400	6,400	8,000	80
	給水区域内人口(A)	人	1,672	1,018	2,903	5,593	—	41
	給水人口(B)	人	453	792	2,497	3,742	74施設	41
給水普及率 (B)/(A) × 100		%	27.1	77.8	86.0	66.9	—	100.0
給水戸数		戸	292	358	1,139	1,789	—	21
計画1日最大給水量		m ³ /日	720	600	1,640	2,960	1,200	20
年間配水量(C)		m ³	96,411	92,484	302,141	491,036	427,978	5,499
年間有収水量(D)		m ³	93,913	78,259	271,852	444,024	420,342	—
有収率 (D)/(C) × 100		%	97.4	84.6	90.0	90.4	98.2	—
1人1日平均使用水量		L/日	568	271	298	325	—	—
水源の種類			地下水 (深井戸)	地下水 (深井戸)	地下水(深井戸) 地下水(浅井戸) 地表水	—	地下水 (深井戸)	地表水
浄水方法			塩素消毒のみ	塩素消毒のみ	塩素消毒のみ 緩速ろ過 + 塩素消毒	—	塩素消毒のみ	緩速ろ過 + 塩素消毒
水道普及率の状況(上水道及び簡易水道)								
(平成25年度実績)								
			西条地区	東予地区	丹原地区	小松地区	計	
人口	行政人口(E)	人	60,043	31,495	12,701	9,102	113,341	
	給水人口(B)	人	13,985	21,999	10,100	8,969	55,053	
水道普及率 (B)/(E) × 100		%	23.3	69.8	79.5	98.5	48.6	

○西条市使用料等審議会条例

平成17年3月30日

条例第4号

(設置)

第1条 市が徴収する使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の額に関し審議するため、西条市使用料等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会への諮問)

第2条 市長は、必要と認めたときは、使用料等の額について審議会に諮問し、意見を聴くことができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が特に必要と認めた者のうちから必要の都度市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了した日までとする。

(会長等)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、諮問事件に関する業務を担当する部署において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。